

議長定例記者会見 会見録

日時：令和3年5月10日 10時30分～

場所：全員協議会室

1 冒頭の挨拶

2 質疑項目

- 県議会議員のSNSでの発信について
- 選挙区及び定数等について
- 役選について
- 一年を振り返って

1 冒頭の挨拶

(議長)おはようございます。ただいまから5月の議長定例記者会見を始めさせていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルスに関して、一言申し上げたいと思います。4月以降、感染者数が高い水準で推移し、4月19日に県独自の「緊急警戒宣言」発出されました。4月24日には新規感染者数が過去最多の72人となり、5月7日には三重県への「まん延防止等重点措置」の適用が決定されるなど、予断を許さない状況が続いております。感染された方々にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々にはお悔やみを申し上げます。また、医療関係者をはじめ、最前線で新型コロナウイルスへの対応に当たられておられます全ての皆さまに、深く敬意を表するところでございます。感染拡大を確実に食い止めるために、県民の皆さま、事業者の皆さまにはご不便をおかけいたしますけれども、引き続き感染防止対策の徹底に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本県議会の議員によるSNS上での書き込みが問題となった件につきましてですが、これまでの経過と今後の対応につきまして触れさせていただきます。既に、前回4月5日の定例記者会見でご指摘をいただきまして、その日の新聞報道にも掲載されたところでございますけれども、小林貴虎議員に公開質問状を送られた同性カップルの氏名と住所を、小林貴虎議員が自身のブログ上に無断で掲載したこと、また、そのブログの削除を求められた際のやりとりを相手方の了解なく録音し、文字起こしして公開していることなどが問題となりました。このことにつきましては、その後、正副議長から小林貴虎議員に対し、相手方の住所氏名の削除を要請して削除していただいた後、4月14日、19日、21日、26日、28日と代表者会議を開催いたしました。会派や本

人からの状況説明を受けて、協議を重ねてまいりました。その結果、21日には、小林貴虎議員ご本人からの説明と謝罪、26日には、自由民主党県議団会派から、今回の件はプライバシーの侵害として人権侵害になり得るとの判断から、「差別解消を目指す条例検討調査特別委員会」の小林貴虎委員の辞任、28日には重ねて「教育警察常任委員会」の副委員長の辞任、そして何よりも相手方への謝罪を誠心誠意行いたいとの報告を受け、その対応を了承することとされたところでございます。私といたしましては、相手方への謝罪等の経過を丁寧に見守り、厳重注意を行った上で、それらの経過を代表者会議で共有してまいりたいと考えているところでございます。なお今後は、今回の件を踏まえまして、あらためて本県議会として、議員自らの人権意識のさらなる高揚を図るための決議案を、18日の本会議での上程を目指して準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日は、発表事項は特にありませんけれども、私の議長としての最後の記者会見となりますので、就任してからの一年間を振り返って、少し感想を含め述べさせていただきたいと思っております。

この一年間の議会運営は、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応に尽きるという印象でございます。議会運営に当たりましては、昨年策定いたしました「三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に基づきまして、期末防止シールドの設置や、1時間に1回の換気休憩の実施など、状況の変化に的確に対応しつつ、細心の注意を払い臨んできました。また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、大規模な災害その他の緊急事態発生時に、委員会をリモートで開催することができるように、委員会条例の改正を行いましたことも意義深いことであつたと思っております。

政策立案の取り組みといたしましては、「三重の木づかい条例」の制定に向けまして、令和2年1月に「三重県産材利用促進に関する条例検討会」を設置しました。こちらは1年2カ月にわたり熱心にご審議をいただきまして、2月定例会月会議で可決し、令和3年4月1日から施行をされているところでございます。今後は、条例に基づく取り組みが進むことによりまして、地域経済の活性化、そして県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に繋がっていくことを大いに期待をいたしたいと思っております。

また、議長就任に際して掲げました、市町議会との連携・交流については、令和2年8月に市議会議長会及び町村議会議長会の会長副会長の市町議会を訪問させていただきまして、新型コロナウイルスへの議会の対応等について意見交換を行ったところでございます。10月には、市議会・町村議会議長会会長とともに、防災、減災、国土強靱化対策に係る意見書を国へ提出し、要望の実現を働きかけましたことも印象深いこととございました。今後とも、市町議会との連携・交流を継続していくができればと考えているところでございます。

最後に、選挙区及び定数の検討についてでございます。3月22日の代表者会議にお示しした正副議長案につきましては、パブリックコメントでいただいたご意見も踏まえて、4月20日の全員協議会でご議論をいただきました。その後、4月26日の代表者会議で今後の進め方等についてご議論をいただきましたが、残念ながら代表者会議としての意見をまとめるまでには至りませんでした。そうした中、有志の代表者会議メンバーから議提議案が提出され、今まさに開会中の第2回緊急会議で審議中でございますので、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っております。

以上が一年間の感想でございますが、最後に、三重県議会の議長としてこの一年間その役割を果たさせていただいたことにつきまして、皆さま方、さらには関係者の方々に深く感謝を申し上げます。今後も開かれた県議会を目指して、一議員として努力してまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございますけれども、この一年間、私を支えていただき、広聴広報会議の座長としてもご尽力をいただきました服部副議長からも一言、感想をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

(副議長) それでは私のほうからも、副議長に就任してからの一年間を振り返って少し感想を述べさせていただきたいと思っております。昨年5月に副議長に就任して以来、日沖議長を補佐するとともに、広聴広報会議の座長として県議会の情報を広く発信する取り組みを展開して参りました。議長からも申しあげましたように、この一年は新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応に留意をした議会運営であったと思っております。

広報の取り組みとしては、開かれた議会を推進する上で重要な「みえ県議会だより」や「みえ県議会新聞」、ホームページやフェイスブックにおいて、緊急会議や定例月会議での、新型コロナウイルス感染症対策を速やかに実行していくための補正予算審議など、三重県議会の取り組みを県民の皆さんに速やかにお伝えする役目を果たして参りました。

一方で、開催に向けて準備を進めていました「みえ高校生県議会」や「みえ現場 de 県議会」など、新型コロナウイルスの感染拡大により急きょ中止せざるを得なかったことは誠に残念なことでありました。しかし、高校生の皆さんや県民の皆さんの安全安心を第一に考えますと、やむを得ない判断だったと思っております。

この一年間、三重県県議会の副議長としてその役割を果たさせていただいたことについては、まずは深く感謝を申し上げますとともに、報道機関の皆さまには議会の広報にいつもご協力をいただき大変感謝をしております。今後も県民福祉の向上と県政の伸展に貢献してまいりたいと考えておりますので、引き

続き皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。ありがとうございました。

2 質疑応答

○県議会議員のSNSでの発信について

(質問) 同性カップルの件でお伺いしたいんですけれども、昨日、相手方のツイッターのほうで、議員から直接謝罪があった旨が記載されておりまして、これの件について議長が把握されている事実関係というのを教えていただければと思います。

(議長) そのことについては、今朝、登庁させていただいた後に、確認もさせていただきましたし、そのお話を聞かせてもらいましたので、ブログですかね、ブログの内容もちょっと見させていただきました。その内容を見させていただきますと、直接、謝罪に行かれて、そしてその内容を見させていただきますと、お互い理解もし合えたというふうな、発展的なことが載っておりますので、正直ですね、大変良かったなというふうに感じておるところでございます。

(質問) 重ねてなんですけれども、今回の、厳重注意を行ったということなんですけれど、今後の再発防止に向けてはどのように対応していくのかということをお聞かせください。SNSの利用ってということが今回大きい問題になったと思うんですけれども、その点も踏まえて、どのような対策を考えているかお願いします。

(議長) 正確に申し上げますと、あらためての厳重注意は、まだこれから、日程を調整させていただいて、小林貴虎議員にはさせていただくことになっておりますけれども。今後の対応ですけれども、まずは、先般の代表者会議では、今のことでございますけれども、小林貴虎議員に対して、今後こういうことが起こらないようにということも含めて厳重に注意を行うこと。そして所属されておられる自由民主党県議団のほうでは、今後このようなことが生じないように会派のほうでも徹底をしていただくこと。そして、今回のことを踏まえて、議会決議というものをさせていただきたいと考えております。議員自らの人権意識のさらなる高揚を図るための議会決議を、議会全体でしていきたいと今考えているところでございます。

(質問) その議会決議は、議長の任期中に行うということでもいいんですか。

(議長) そうしたいです。そのような予定でなんとか。議会で決議を行う際に

は、今まで通例、政策担当者の方々に決議を作っただいて、進めているんですけども、調整をさせていただいて、相談をさせていただきながら、何とか任期中に議決をさせていただきたいと調整を進めておるところでございます。

(質問) 先日、三重大の教授中心にですね、学識経験者というか教授、准教授、元教授らがですね、各議員に、小林貴虎議員へのより厳格な対応を求める声明を配布されたと思うんです。議長も副議長もお受け取りにはなってるのかなと思いますけれども。残り任期近い中ですけども、書面を受けた上での対応、何かあるようでしたら。あと、どのように受けとめられたかという感想も含めてお願いします。

(議長) そのことについては厳粛に受けとめさせていただいておりますけれども、今後の対応については、代表者会議でもご協議いただいております中で、合意していただいておりますところについてしっかりと対応をさせていただくことで、どこまで何をすれば、より重い形になっていくかというのは分かりませんが、しっかりと、必要に応じてはさらに諮らせていただきながら、私の任期中、できる限り対応していきたいと思っております。

(質問) 副議長もいかがでしょうか。

(副議長) 三重大の准教授の皆さんから、教授の皆さんそして、他の大学の先生方からも意見書等々いただきました。もちろん、今の自由民主党県議団の小林貴虎議員の問題でございますので、我々会派としても、二度というよりも三度と、こういったことが起きないようにしっかりとした対応を我々としてもさせていただこうと、このような思いでございます。特に今、議長がおっしゃられましたように、決議に関しては、この我々の任期の中で、我々も性的マイノリティに対しても、そういったものを、差別をすることじゃなくて、しっかりとした対応を公人として議員としてやっていかなきゃいけない。このような考え方でございますので、皆さんのご理解いただきたいと思います。

—第二県政記者クラブの方も含めてお願いします—

○県議会議員のSNSでの発信について

(質問) 小林貴虎議員の関係で、先だっの各派代表者会議で、次はないと、次があれば、もし政治倫理審査会を作って、それなりの審査するというふうなお話がありましたけど、これはもう確定してるんですか。

(議長) いや、確定したっていうことまでは認識、私判断しておりませんけれども。ただ、皆さんの意識として、そういう気持ちでおっていただくというふうに思いますので、私の任期内にそういう場面が来るかどうかわかりませんが、そういう場面が来れば、やっぱり私も代表者会議で、その合意ができるかどうかは別として、私もさらに積極的にそういう政治倫理審査会の設置について、対応したいというふうには思っております。

(質問) だから、今議長おっしゃったのは、私としては認識しないけど、代表者会議の全体の認識としては、次はないというふうな感じで、まとまったということでもよろしいんですね。そこにすでに矛盾があるじゃないですか。つまり議長はどう考えるのかって言ったら議長はニュートラルという感じにもとれるし、問題はそこじゃなくて、要は、議員ってのは改選したら、全部チャラじゃないですか。それからいくと、今回この議長任期もそうですけど、18日に終わられて、やって、じゃあ次は、残り任期が2年ありますよね議員としての任期が、その間に貴虎さんが事件起きた場合は、これはもうチャラになるのか、或いは次の令和5年の県議選の後に、貴虎県議がまた再選されて、2期目になった時に、もしこういうこと起きたときには、これはもう前期のことだから、要は生きないのか、その辺のご判断というのはどういうふうにされていますか。

(議長) 判断って言いますとどういうふうにお答えしていいかわかりませんが、これまでの代表者会議の協議の中で、そういう皆さんの持たれたその意識っていうものが、協議された中で意識っていうものは、改選されたからとか、そういうことじゃなしにしっかりと引き継がれていくというふうに私は思っておりますけれども。

(質問) つまり当局によく議会が申し上げるところの行政を継続するっていうのは、このことに関しては、議会としても継続的に繋がるということですね。

(議長) 私はそのように考えておりますけれども。

(質問) 副議長のお考えはいかがですか。

(副議長) 私も議長と同じ意見でございます。

○選挙区及び定数等について

(質問) あと、選挙区定数ですけど、4月30日に御浜町役場へお2人、またあと議会事務局職員と行かれて、御浜町議と紀宝町議の方々、有志の方々に招

かれて、一応今回の正副議長案と、あの時まだ議提議案は出てなかったと思うんで、ある程度正副議長案で、全くそのまま議提議案が出てきてるんで、正副議長案は説明されたということですけど、その時の町議の方たちが言われたことに対する認識は、議長はいかがなんですか。つまり東紀州選挙区という合区にしてのその選挙区について、それぞれお考えを、町議の方たちは言われたと思うんですけど、それについての議長の受けとめは。

(議長) 真摯に受けとめさせていただきましたけれども、合区に対しては、我々は反対なんだと、有志の方、委員の方々は反対なんだというふうなご意見を、その場ではお聞きさせていただきました。

(質問) 有志と言っても例えば御浜町議なら定数15のうち、12人の方は、反対で、あと、ご三方共産党さんと2人、あと1人、計3人の方が出てこられなかったという、有志に入っていないだけの話で、一部の有志じゃなくて、議会の過半数を占める方々の反対ですよ。その時に、そういう方々が反対っていう形になったときに、議長の受けとめとしては、この東紀州合区選挙区っていうのは、その関係の町議たち、この御浜、紀宝の方たちは反対だっていう認識に捉えられたんですか。

(議長) 全体の意見、地域全体の意見ということは諮れませんけれども、それだけの議員の方々が、反対の意思っていうことを言っておられましたので、それは私なりに重いものだというふうには感じさせていただいております。

(質問) 併せて、既に鈴木健一伊勢市長とか、別の伊勢と鳥羽の合区についても反対等ありますけれども、既に正副議長案は出来ていて、議長は正副議長案も変更する気はないというふうに全協でおっしゃいましたけど、そのままそれが議提議案になるときに、今回の議提議案の提案者の方々の県議とお話になって、実態はこうこうこうであると。そこで新たにその正副議長案の修正案という道はなかったんですか。

(議長) 意見書なりいただきまして、説明に出向かせていただいた際に、聞かせていただいた意見は、意見書という形でもいただいておりますので、パブリックコメントと一緒に、付けさせていただいて、全協の場でも示させていただいております。正副議長案を修正してっていうことは考えなかったのかということでもよろしいですかね。何度も申し上げておるところでございます、なかなかご理解いただけないところもあるかわかりませんが、我々この任期のうち、正副議長案を示させていただいて、そしてその正副

議長案をたたき台として、検討をいただくんだということの使命をいただいておりますというつもりでございましたので、そこで、またこれでどうでしょうか、あれでどうでしょうかという、やはりそれぞれのご意見は重いもんだというふうにももちろん真摯に聞かせていただいてまいりましたけれども、それを直ちに反映させて、そしたらこちらの、重い意見でございますけれども、その意見を取り入れてこうしたらこっちの、しかしながら、実際にその正副議長案に、同じ地域でも賛成いただいている意見は事実あるのはありますし、こっちの意見聞いてこうしたから今度はこっちの方がこういう方向になってきたとか、それでも私たちのその正副議長案っていうのはですね、いつまでもそれ、変化を繰り返しながらそういういけるものかという部分がございますし、やはり私どもの正副議長案を示させていただいたものは、やはり皆さんの、条例案として上げていただくのに、代表者会議では、案として検討いただくのに合意がいただけなかったということは、ちょっと一度そこで止まらしていただくべきというふうに思いましたので、修正ということは、申し訳ないですけれども考えておりませんでした。後々、しかしながら、このような格差のある状態が、2年後の選挙、今まで選挙迎えることができるわけではございませんので、後々の皆さんの、今回のこのパブリックコメントなり、またいただいた意見なりは、参考にしていただきながら、協議いただけるものというふうに信じて、私たちの正副議長案は、修正するっていうことやなしに一旦区切らせていただいたということでございます。

（質問）我々は議員ではないんで、あえてここで意見交換とかその意見を、考えを言う場ではなくて、記事を書く上で、不確かなものは記事にはできないんで、確認のためお聞きしてるんですけど。それからいったら、この今の議長のお話を聞いてると、あくまでも任期内にやらなきゃいけないという前提に立っておられますけれども、必ずしもこれは議長任期内にやるっていう必要性も何にも拘束もないわけですよ。例えば、新政みえさんから出られた前田議長が、有識者の第三者機関を設置すると、それは言われましたけど、議長の任期内にはできなかったじゃないですか。次の全く自由民主党県議団さんから出た議長がそれを引き継がれてやってるんで、知事当局が継続するのと同じように、議会もある意味継続性があってですよ、何も今のこの18日までに全部これを成立させなきゃいけないという拘束は何もないわけです。それからいくと、その関係常任委員会等の委員等のその意見というのも、まだ時期尚早であるとか説明不足であるとか、或いは今回の合区案に対して、伊勢も、伊賀の定数減もそれと東紀州の選挙区についても、その首長含めて、反対意見が多いと。そういう中で、もう少し説明が要るんじゃないかとか、或いはそここのところの歩み寄りがあるんじゃないかというご意見があったけど、それも無視して進まれるわ

けじゃないですか。だとすればこれは、当然その軋轢は起きますやん。そこを混乱させてまでやって議長任期のあなたの議長の任期の内に成立させたという、その新しい選挙区定数条例っていうのが、果たしてその県政史に残したときに、誉れを得るか或いは批判されるか、どっちだと思われま。その辺はどうお考えですか。

(議長) これ、経過なり、議会でのことでございますので、ですけれども、もちろんその拘束されるものではないというふうに思います。私たちのこの正副議長案という、出させていただいた正副議長案というのを、正副議長案ということで、今後、変わってもいつまでも続いていくっていうことがいかなものかというふうには思いますので、定数の条例なり、定数なり、定数と選挙区の条例が、条例自体が任期内にっていうことでなしに、私どもは正副議長案というものを、その扱いを、この任期内にっていうことで、申し上げておるつもりでございました。確かに、今ちょっと変わって、有志の方々が、同じ案でございますけれども、有志の方々が、議提議案として提出されて、今審議が行われているところでございますけれども、確かに議案聴取会なりまた常任委員会でもですね、協議なりで、まだ拙速なんじゃないかというようなご意見も出ておりました。それは、委員会の独立性もございますので、その委員会での審議の中でございますので、それは皆さんで決めて、協議して進めていただくことだと思っておりますので、私が何か恣意的にできるものでもございませんので、これ以上のご回答も申し上げようがないんですが。

(質問) 素朴な疑問ですけど、もともと平成26年に45の定数条例を作ったと。それを平成27年の県議選からではなくて、平成31年まで4年間余裕を持たせて、そこから実施するとなつて、それが急遽平成30年に元の51に戻すという、揺り戻し条例を作られたわけじゃないですか。45定数条例の中には、東紀州選挙区合区っていう案は出てなくて、今の北牟婁と南牟婁、それぞれ定数2を各1減の1、1にするという案で固まったわけじゃないですか。これについては、服部副議長も賛成されて、成り立ってるわけだけど、今回その正副議長案を作るときに、いきなり合区にして定数3にしたっていう理屈付けがよく分からないんですね、私は記事書く時に。これは45を守った服部さんがなぜこの東紀州を合区にして、なおかつ3という変則的な定数にしたのか、そこの経緯ってのはどうなってるんですか。

(副議長) 今、記者が言われたように、その当時、45に賛成をした時、熊野、南牟婁、そして尾鷲、北牟婁、そういったところで、1、1の提案をしていた中で、私は賛成をさせていただいたのは事実であります。そして、現実

に、改選前の1年前に51に戻った状況の中で、議会の中でこの今の現状45ではなかなかまとまらない。こういった思いが強く感じまして、県議団の方の、今の選挙区に対しての考え方というのは、尾鷲と熊野の、1、1、といったところを考えたおつたというようなことでございます。もちろん、私も会派の時のいろいろ考えるときに、私も出席しておりまして、1、1ということで、理解をさせていただいて、47という議席の改正に持っていこうというような思いでございました。実際に45でまとまらなかった、最終的にはまとまらないで51に戻った。だから、議員がいかにしたら、どのような状況になれば、大多数の方が賛成してくれるのか、といった思いですね、これ全会一致ということは絶対にありえない状況だと私は思います。どなたかが反対をする、それを、正副議長案を示せという代表者会議の中で、代表者の皆さんがお話をいただいて、そして、議長と私とで、しっかりとした協議を何度も何度も重ねた状況でございます。そんな中で、議長の考え、そして私の考え、お互いに納得いく状況の中で、お互いに不満などあるだろうというふうに思いますが、一つやはり代表者会議の中で正副議長案を示せというようなお話がありましたものですから、示させていただいたのがこの48というような状況であります。そんな中で、この今の東紀州の中を合区をして4を3にするというような状況が、果たして良いのかどうかという思いでございますけれども、これはもう正副議長案というふうな形で示す以上は、議長としっかりとした対応を、協議をしなきゃいけない、それでお互いが納得しなきゃいけない、そういったところから始まった状況でございますので、その根拠は何か示せと言われると、なかなかそれはお互いの考え方でございますので、これは正副議長案として出させていただいたということでございます。これは根拠はございません。

(質問) お互い納得したっていうのは第1会派と第2会派が納得しただけで、後の少数会派とか或いはその地元選挙区の県議会議員とかの納得はいかないし、それは確かに全会一致は無理にしても、例えばですよ、服部さんの選挙区の三重郡が仮に定数なり合区っていう形でいじられるときに、あなたの意見は当然聞いてほしいだろうし、そこへ反映させるのは当たり前じゃないですか。でも今回に関して東紀州で、合区には反対とおっしゃってる2人の県議会議員の意向というのは、各会派聞き取りではやったけど、最終調整で正副議長案にまとまるときに、何ら聞かれてないじゃないですか。それは鳥羽市選挙区も同じですよ。野村さん1人だけが確かに鳥羽市の選挙区の議員だけれども、彼の意見だけを聞いた形でそれが正副議長案に反映されてるのはおかしいでしょう。合区されるなら合区される側の伊勢市の県議会議員の意見も聞かなきゃいけないし、そのところで初めて成り立つもので、例えばその伊勢市と鳥羽市が一緒になると、今後ですよ、県の行政も鳥羽を含めた形の中でやらざるを得なく

なるじゃないですか。つまり南志県民局の管轄は確かに志摩市まで入ってますけど、基本的には伊勢市と度会郡ですよ。だとしたら、志摩の出先事務所は存在価値そのものがなくなるじゃないですか。もし合区でいくなれば、今回はもう南志県民局だけで済む話ですよ。それほど行政区が変わっていくわけです。それについて、何度もJAであるとか或いは医師会であるとか、或いは消防であるとか、それとか広域病院の関係であるとかその辺も全部伊勢と度会は一つだけども、志摩は鳥羽市と一緒にだという形でやってきてる、ここを無視していくっていう案については、当然反対が起きて当たり前だし、そのところは本来の、常任委員会で公明党の山内さんが言われたように、関係議員でやっぱり意見というのを交わしてなければならぬっていうんだけど、全然それは交わされないで来ると。そういうのは、変だと思いませんか。

(副議長) 記者が言われたように、三重郡の場合はどうなんだというようなお話がありますけども、三重郡の場合はですね、今現状としては、そういった定数1票の格差というような状況の中でですね、最終的には。

(質問) いや、だから例えば三重郡で起きたときに、全く意見聞かれないで決められるのはかなわんでしょってお話です。

(副議長) ですがそれはですね、例えばっていう話は逆に、出てきておりませんので、例えばはございません。

(質問) いやいや、場合によっては三重郡だって合区将来あるかもしれないじゃないですか。

(副議長) それはしょうがないです。

(質問) 全くそこの選出の県議会議員の話とか考えを聞かないで或いは首長の考えを聞かないで、第三者機関なり、或いは正副議長案という形の中で、やられたんじゃないかなわんでしょっていう話ですよ。

(副議長) それはですね、私の場合、例えばそういうふうな合区をするんだという場合、三重郡とどこも合区するかわかりませんが、そういった形で合区があった場合はですね、これは会派の中で、しっかりと調査をさせていただいて、審議をするというのが原則でございますので、個人としても、それはなるべく避けてもらいたいというのは分かります。ですが、これは、大多数の我々の会派のほうが、これもうしょうがないなというような状況であれば、全体を

見て、三重県全体がこの合区の状況が出てきた場合、これは致し方ないというような状況で私はあえて反対はしないと思います。

(質問) 多分そこはお互いの考え方が違うんであれですけど。だからあんまり、突っ込んではいませんが、要は私が三重郡が合区がどうのこうのという仮定の話はどうでもいいんです。要はそのこの選出県議会議員が自分のところの選挙区であるにもかかわらず、相談もなく意見も聞かれない、会派としてのヒアリングはありましたけど、個人的な関係議員としての意見を聞かれない、場が設けられなかったことについてはどう思いますかっていう話をお聞きしてるんです。

(副議長) 代表者会議の中で、今もお話させていただきましたけども、説明させていただいたように、代表者会議の中で正副議長案を示せということでございましたものですから、そうした形で議長ときちっとした形で協議をさせていただいて決めさせていただいたのが、この正副議長案でございますので、その時に、個人的な考え方で、議員の先生方に確認をしたことはございません。申しわけありませんが。正副議長案として出させていただきました。

(質問) でも提案者の説明では一部県議会議員とお話したとか、そういう話が出ていましたよね。議案聴取とか、提案説明等で。その一部っていうのは、全く少数会派の県議会議員は蚊帳の外の状態じゃないですか。少なくともそこも含めてですよ、個人的に会派としての聞き取りヒアリング以外に、個人的にその議員の意見を聞くならば、そのこの選挙区の、少数会派の議員であろうと、そのこの当該選挙区の議員の話ってのは聞いてしかるべきじゃないですか。でもそれは聞かれないままやられてますよね。そこに不備があるじゃないですか。

(副議長) 全員の皆さんとお話をさせていただいたことはございませんもんですから、あくまでも私は会派に報告をして、会派がどのように動いていただいたか分かりませんが、説明をされたか分かりませんが、私はあくまでも会派の中で、こういった状況で今、進んでおるが、賛成してくれるかというようなことで、会派のほうでぶつけさせていただいて、会派のほうでは、正副議長案というふうな形で推していこうと、こういうような考え方を、皆さんが共有をしていただいた。ですからやはり会派の中でも、反対される方もございますので、賛成反対はやはり自由な状況の中で進めさせていただいて、だけど代表者会議では決まらなかったから、6人の議員の先生方が、議提議案第5号として提出をされたというのが今の現状でございますので、その点は、私たちは会派のメンバーとは相談をさせていただきました。以上です。

(質問) 会派って言ったって、自民党系は3派ありますからね。自民党系会派ってというのは3派あるじゃないですか。3派というのは草莽の中には3人。

(副議長) 私は自民党県議団と話をしました。

(質問) でも自民党とは話されていますよね。自民党県議団さんと自民党さんは話し合っているじゃないですか。だけど、そこに草莽の3県議が入っていないじゃないですか。同じ自民党員でありながら。

(副議長) 自民党県議団と自民党が打ち合わせをしたということの事実は私は把握しておりませんので、あくまでも県議団の方と話をしているという状況でありますので、その点は理解はしておりません。私は自民党さんと話をしたこともございませんし。

(質問) 自民党の村林さんとかと話されているじゃないですか。

(副議長) 自民党とですか。

(質問) はい。

(副議長) 県議団とですか。

(質問) 村林さんは県議団じゃなくて自民党でしょう。会派は自民党ですよ。今の正副議長案及び議提議案で出しているのは、3派は賛成してるわけじゃないですか。つまり、第1会派の新政みえさん、第2会派の自民県議団さん、5人会派の自民党、この3派だけですよね。その意味で、その中に二つの自民党勢力があるけど、反対してる草莽の中にも自民党員の県議が3人いらっしゃるじゃないですか。自民党というんだったら、要は党県連に含まれる自民党というんだったら、そこの、本来自民党の中でもお話をされるべきじゃないかということです。

(副議長) 私は県議団の方の団長といろいろ議員の先生方と話をしておる状況の中で、その点、自民党会派さん、そして草莽会派さんに話をしたのかどうかっていうことは、私は存じ上げておりませんので、あくまでも私は、自民党県議団の一員として県議団の皆さんに申し上げたというのが事実なところでございます。

(質問) 翻って二元代表制についてのお考えを議長から、どういうふうにお考えなのかをお願いします。

(議長) 県民の皆さんから選挙で選ばれた、知事側と我々議会側とが、是々非々で真摯に政策面で意見を出し合って、そして県民の皆さんの福利厚生のために、豊かな社会のために、築くために努力していくってということだと思いますけれども。そういう答えではないでしょうか。

(質問) 知事部局との関係はどうなんですか。

(議長) 知事部局とも、そのようなお互いが向き合っていく関係だというふうに思いますけれども。

(質問) 私も議員じゃないんで中央制度審査会の会長やられた大森東大名誉教授とか、そのあと引き継がれた神野直彦さんの県議会に呼んでの講演でしかお聞きしてないですけど、そこで言われた二元代表制ってのは、2つの元っていう、だから二元代表制なんですね。片や、首長側の当局であると、片やその監視機関である議会であると。この2つに、地方の場合は、同じ選挙民がそれぞれに投票するから、2つの大元の二元代表制という話じゃないですか。その大前提というのは、当然ながら、議会は、合議機関だから、複数いらっしゃる。でも首長は1人ですから、そこに対抗するにはある程度議会在ままとまらなきゃいけないと。例えば定数51なら51人が、ある意味、全会一致に近いような形でやって初めて、知事1人の権限に対抗できるというところから、そのところの議会の合議制というのは、ある程度、党利党略にこだわらず、地方議会の場合は、調整し、或いは連携して1つにまとまっていこうという形で、三重県議会は進んできたじゃないですか。だから会派に関係なく、その政策集団とかそういうのもできたし、そういう中で進んできたからこそ改革度が評価されて、全国都道府県議会の中でも改革先進県と言われたわけじゃないですか。それからいくと、今回のようなことのようなことをやると、その本来の二元代表制の足元を崩すことになるというふうに思われますけどその辺はどうお考えですか。

(議長) この定数と選挙区のこと、二元代表制の足元が崩れていくっていうか揺らいでいくっていうか、そういう表現の話だったと思いますが、私どもは決してそこまでは考えておりません。なかなかちょっと話が違いかも分かりませんが、この選挙区と定数というのが先ほどもありましたけれども、皆

さん、全ての選挙区の方々が、みんなが合意できるものがあれば一番いいんですけどもなかなかそうはなりませんもんですから、今日までに至ってるというふうに思っております。審議の経過についていろいろご指摘もありましたけれども、それもある程度議会でございますから、ルールに沿った中で進めていくわけでございますので、ルールに沿った手続きを経て進んでいってることと思いますし、なかなか皆さんの納得できるものっていうのは、なかなか無いと思いますので、その中でできるだけ我々も正副議長案というのはもうありませんけれども、正副議長案を示すにあたってできるだけ皆さんが、比較的最大の公約するって申し上げますかね、合意していただきやすいものっていうふうで示させていただいたつもりでございまして、この定数選挙区の条例改正でまともななかったんで、二元代表制が揺らぐっていうふうには考えておりませんけれども、そんなことになればいけませんので、今後、そういう懸念がないように心していきたいというふうに思います。

(質問) もう議長じゃないんだから、あなたが心しなかりょうがなんだろうが議会全体がまとまるわけじゃないんですけど。現実問題として51定数揺り戻し条例を作ったときに、そのあと議会っていうのは、ある意味溝ができてるじゃないですか。これ二元代表制のもう片一方を崩してますやん。だから皆さんも51人、議長もそうですけど、賛成されて今回定数3減には賛成してるわけじゃないですか。4年間、何か検討してっておっしゃいましたけど、あの時51作ったときに。何にも変わってない状況で国調やったって、国調のあれで大きな変化がないわけだから、それからいったら51に戻すこと自身の意味っていうのは本来なかったのにもかかわらず、今回はこの前の31年選挙戦で、自民党県議団さんは45人を支持したと、51は反対だということで選挙やられて、それに対抗するかのごとく、その51に賛成した方々は、平成31年の県議選で結構つらい目に合われたりとかしたから、そこで今回定数削減してきたとしか県民には見えないですよ。だとしてらご都合主義の定数減でしかないじゃない。本来的に最大公約数とおっしゃるならば、その最大公約数に持つてくための大義が必要でしょ、道理が。だから道理が今回結構ゆがんでるにしか見えないんですよ。その伊勢市と、鳥羽市の合区であるとか、関係議員でさえ、中嶋さんでさえおかしいというふうにおっしゃってるわけだから、それからいったらやっぱりおかしい選挙区の組み合わせだし、東紀州選挙区についても同じように、この県議会議員の半分の方、4人のうちの2人はそれはおかしいと。しかも、まして東紀州のその町会議員である市議であるとか首長さんたちは、これはおかしいというふうに言われてるのに、それを無視してやることに最大公約数は成り立たないでしょう。

(議長) お答えさせていただきますけれども、反対のご意見は確かにあります。で、迎合していただく意見も確かにあります。そんな中で決めさせていただいていくわけでございますので、まさにこのそういういろんなご意見を踏まえてこの合議制の議会の中で議論をして、私たち2人が決めるというわけではなし、議会全体で決めていただくことでございますので、その結果によって何か溝が生まれてきた、二元代表制の片方の土台に影響が出てきたっていうようなことがあるのであれば、それはもしそうであればそれはそれで、真摯に意識して取り組んでいかなければならないとは思いますが、けれどもまあ、何度も申し上げますけれども、いろんなご意見はありますし、それを軽んじておるわけではございません。ただ、何らかのこの案というものは出さなければいけませんから、我々なりにもうそのそれぞれの理屈を言い出したらまた案の説明になってしまいますけれども、今まで説明したことが、足らんということで、おっしゃる方もあるかわかりませんが、我々なりにしっかり説明はさせていただいてまいったつもりでございますので、この後はやっぱり地元の方々のご意見、いろんな方々のご意見でございますけれども、それぞれ意見があるわけでございますから、この合議制の議会の中で決められていくことでございますので、ご理解いただきたいなと思います。

(質問) だから、議長が繰り返すなら私も繰り返しますけど。合議機関であるからこそ、最大公約数と決めなきゃいけないし、さっきも申し上げたように、最大公約数を打ち出すためには、最大公約数のその道理っていうのが、ある程度の万民のその了承得られるような形の論理づけができてないと成り立たないというふうに申し上げてるんですね。だから、これ県民への説明も必要になりますやん。地域住民等に例えば、東紀州選挙区で言えば、合区になった形であと、次の県議選のときに住民への説明をどうするかっていったら、かなり苦労されますよね立候補予定者は。そういうものっていうのは、その要は地域住民の意向とはある程度違うわけじゃないですか。地域住民が、議長は賛成の方もいらっしゃるって言いますが、だったら率で出してください。何割、賛成が多かったんですか。そのことを4月30日行かれた時に、有志で出したやつは、全部で20人ぐらいあるにもかかわらず、20人のカウントじゃなくて、1、1のカウントでしかないからとってお叱りを受けたわけでしょ、町会議員から。

(議長) それはご指摘いただきました。

(質問) それはおかしいと。それで数がこっちの賛成が、これについて反対が少ないとか、それは理屈に合わんだろうっていうのはそれはもちろん、町議の

方たちがおっしゃったことのほうが理屈は通ってますよね。

(議長) パブリックコメントのカウントの仕方が、あらためて言うまでもないですけども、この議会のほうでは1件っていうふうに、連名でいただきましたけれども、1件でカウントされました。ご指摘いただきましたように、連名で出しておるのにその人数をカウントしてないのかというお叱りをいただきまして、その後につきましては確かに、そうであれば、申し訳ないそのように意識していくようにしますっていうことは申し上げました。

(質問) 紀北町議は全員一人ひとり全部もう1回出し直すと言ってるわけですよ。届いているかどうか知らないんですけど、4月30日、後で聞いた話では、そういうことでしたね。

(議長) 要望書をいただいております連名で。確かにそれをカウントしたら例えば、10対10が、20対10になるやないかとかですね。そういう議論でそれは大事ですけども、それでその全体をそしたら違うじゃないかっていうようなこと。

(質問) だったら、賛成の意見もあるという数と、反対の意見もあるという数を、実際には確かめなきゃいけないから事実関係を、だとしたら出すべきですけどそれは出さないわけですよ。東紀州合区に、パブコメの中で賛成意見が多いのか反対意見が多いのかって言ったときに、ざっと見た限りは、反対のほうが多いですけど、数として、きっちりそれを証拠として出せるほどの確定はないじゃないですか。確定してないですよ。一方で賛成の意見もあるという言い方は非常に危ないですよ。

(議長) そうですか。

(質問) はい。民主主義は多数決なんだから。

(議長) パブリックコメントの意見を、集約したものを事務局集約したものを全協のときにも示させていただいてますけれども、あれでは駄目ということですか。

(質問) 結局、一部の議員がこれは正副議長で作為的に作った、あれじゃないかという指摘もありましたけど、それが当たってるかどうかともかくとして、そこにつけたSNS上の某県議の書かれた、今回の選挙区定数案のてんまつに

ついでに資料は無かったわけだから、だから公明党の今井さんがつかまれてですよ。それは結局紙として、内々には出てきてるわけじゃないですか。今回、こういうことがあるんだったらおかしいって話になってるし、津田県議は全部、事実として出したもんだと、部分的には出してるけどその部分部分つなぎ合わせた全体構図のことは全然表になってなくて、SNS上にある書かれた自民党系の某県議の書いてることっていうのは、1つの案としては全く表に出てなかった話じゃないですか。もしあれがあるならば、今回の議長案及びその議提議案というのが、要は裏取引で作られたものだと言われても仕方ないんじゃないでしょうか。

(議長) SNSの件につきましてはそれを調べて、何か明確になるものを示していただくのが、ご指摘いただくのはよかったのかわかりませんが、私たちとしてはその裏取引であるとか、何かこの裏で姑息なことをしてるような意見に対しまして、それを調べてまでというふうに考えませんでした当初、ご指摘いただきましたので、それならばということでございますけれども。全くSNSで記載がありました、今おっしゃられたようなことにつきましては関知しておりませんし、その方の主観で、その方の周りでは何か話がされとったのか分かりませんが、その方の主観で載せられたものと思いますので、私たちがそこに入って本当に話とったんならあれですけども、私どもとしては関知するものでございませぬし、それはそこまで調べてまでという考えで当初なかったんで、ただご指摘いただいて必要だったんだ、申し訳なかったなと思いますけれども。

○ 役選について

(質問) あと18日の役選ですけど、お2人はお辞めになるんですか。申し合わせ任期1年でも別に本来なら、任期が4年間あるわけだから、まして三重県議会一応議長2年制ってのは決めてるわけだから、原則はね。それからいけば別に1年目だから、2年目やるっていうこともあってしかるべきだし、そこからいくと議長はどうされるんですか。

(議長) 私は昨年、立候補就任させていただいた時にも申し上げましたように、私は1年務めさせていただくつもりで、出させていただいておりますので、1年で辞表出させていただきたいというふうに考えておりますし、確かに三重県議会は申し合わせで2年、議長任期2年ということで、今日申し合わせしておりますけれども、やはりこの4年間のサイクルの中で前任の中嶋議長が1年で終わられて、そして、途中の折り返し地点まで私来るわけでございますので、やはりこの2年のサイクルの半分をさせていただいたというつもりで私はおりま

すので、この折り返し地点の節目で私の任期の区切りはつけさせていただきたいと考えております。

(質問) 余談だけど、議長任期が2年だったら、今回みたいに走って、例えば7日の日にあんなに夜の10時過ぎまでやるような委員会日程組む必要もなかったし、もう少し余裕を持って、それこそ丁寧な説明は欠いたと、提案者も正副議長もある程度おっしゃっているんだから、そのところはもう少し余裕を持ってできたんじゃないですか。

(議長) 確かに今振り返りますと、正副議長案というものをもう少し早く代表者会議に示させていただけたらというふうに、今振り返ってその辺は思わせていただいているところがございます。

(質問) 副議長はいかがされるんですか。

(副議長) 正副議長案として示させていただきました。

(質問) いや、そうじゃなくて任期です。

(副議長) 任期は、私の場合は副議長が1年ということでございますので、1年で辞めさせていただきます。

(質問) どうも。

○選挙区及び定数等について

(質問) 先ほどからの議論の中で、有識者の調査会の報告書の話がほとんど出てこないような状況。その前提でお話されているというわけじゃないと思うんですけど、そもそも改選前は賛否あれども、できるだけ全会一致を目指して定数等選挙区の話であれだけ長いことかけて議論してきたわけですよね。それでも議員らでは決められなかったから有識者の方に調査をお願いしようという経緯になってきた。結局その流れで今があるという中だと理解をしているんですけど、あのとき、その全会一致で目指してみんなでやらはった話が、今議長も副議長もですけど、それでも反対は出るだとか、一定反対はあるものだとか、という形で、何かですね、もちろん当時と議長は違う方であれど、どちらかという全会一致を目指されたりとかという方向ではなくて、ニュアンスですよ。聞いていると、やっぱりそういった反対はあるものだという前提で議論されてきたのではないかと。これを受け止めざるを得ないんです。それは結局決まら

なかったから、もうそんなものというふうに考えが変わったのか、元からそういう考え方だったのか、そういうところちょっとどういう状況で変わっていったのかなというふうにちょっと疑問を持つんですが。

(議長) 当然できる限り全会一致が望ましいことには変わりはないんですけども、しかしながら、やっぱり今までの経緯の中で、内心はなかなかこれ難しいことなんだなというものを含みながら来ておるところが、ちょっと言葉に出してしまったかもわかりませんが、しかしながら、やっぱり当然全会一致が望ましいことですので、ですから、なかなか今まで、振り返りもういっぺん同じ事の繰り返しになりますけれども、今までの経過の中でなかなかこの審査する機関を特別委員会であるとか、検討会であるとか、そういう形で設置して長年やってきてもなかなか合意ができなかった。これからどうしていかうかというところ、今回の調査会の報告書もお受けしたところでございますし、それを基に一度正副議長のほうで、それを基に尊重した形で正副議長案を代表者会議に示すようにということをお願いしておりますので。ただ、先ほど申し上げましたけど、結果としてこれはなかなかやっぱり難しいなということには実感しております、そのことがやっぱり声高にこういうやりとりの中でも出てしまったのかもわかりませんが、それだからこそ本当に力至らなかったんですけども、ですからその代表者会議で合意いただけるようなことにはならなかったの、正副議長案というものがそこまでになったということでもあろうかと思えます。

(質問) もともと正副議長案はたたき台だと何度か繰り返されて、でも変更はしないと。たたき台ではないし、それは同じような手法で議提議案の提案者たちも公選法第15条8項の人口比によって定数は決めると。ただし特別の事情がある限りということを経科玉条のごとくやられて、そう言いながら特別の事情においてこの選挙区決めたっていう理由付けは何ら答えが出てないから揉めるわけじゃないですか。そこの理由付けがきちりしているんだったら、揉めることもなかったと思えます。もちろん議会全体で全会一致は難しい。特に選挙区・定数は難しいとは思いますが、でも最大公約数的なところに持っていくのが本来の議会と、あるいは議長及び副議長の役目だと思うんですね。今のお話聞いていると、最終的にそこでこれは決めるのは難しいなど。だとしたらということで鞍替えったっていう話ならば、より議会のリーダー及び副リーダーとしての責任を問われる形にもなるじゃないですか。本来最後までそれを努力するというのが本来の議会人の在り方じゃないですか。

(議長) 力及ばずだったと思っております。

(質問) 以上です。

○県議会議員のSNSでの発信について

(質問) 小林貴虎議員の話に戻ってしまうんですけど、厳重注意ということの話で、厳重注意で今決定されていると思うんですけども、昨日謝罪されたというのと有識者からの提言を受けて、その処分に変更する可能性はあるってということになるんですかね。

(議長) 厳重注意を変更するということですか。

(質問) はい。

(議長) 厳重注意は日を選んで調整させていただいて、もちろんその有識者からのご意見なり、また謝罪の事実も踏まえて、厳重注意をあらためてさせていただくことになろうかと思えます。

(質問) わかりました。もう1点すみません。4月から性の多様性を認め合う条例が制定されたということであったんですけども、そんな中でこういったSNSの問題で注目を浴びてしまった、いろいろな問題が発生したこの一連の動きを議長としてあらためて受け止めをお願いできますでしょうか。

(議長) 議員として、公人として、やっぱり深い見識が必要であると思っておりますので、今回のことはあってはならないことだと思っておりますし、しっかりとその辺はまたあらためて謝罪なり、謝罪をされてこられたということでございますけれども、あらためてご本人にはお話をさせていただきたいと思っておりますし、あらためて先ほども申し上げましたけれども、これはその個人だけの話ということではなくて、やはり今の条例のお話もありましたし、人権はしっかり尊重されていかなければなりませんし、そういうことも含めて、冒頭の話の中で決議を議会ですべてさせていただくということを申し上げましたけれども、その辺の思いを込めて議会全体で決議をして、意識を今一度みんなで高めていきたいと、この機会にあらためて考えています。

○一年を振り返って

(質問) 最後に後任への期待も含めて、あらためてこの一年の統括、所感を一言だけお願いできますでしょうか。後任への期待も含めて。

(議長) このSNSのことについて。

(質問) SNS別で、一年間の所感を。

(議長) 一年間の所感を冒頭にも述べさせていただきましたところですが、なかなか今年にはコロナの対応に明け暮れたような、議会のほうも緊急会議とか、説明を受けるための全協であるとか、そういうことがたくさんございまして、そういう議会運営に追われたところがあった一年かと思っております、なかなか私どもが就任させていただくときに、こういうところ、ああいうところっていうことを持っていたところもあるんですけれども、できなかったことがございます。やっぱり議会がこれまで、副議長の広聴広報のご担当になりますけれども、高校生県議会をさせていただきながら、これからのこの三重県を担う若い高校生の方々が参加していただく機会、また関心を持っていただく機会として大いに意義があったものですが、これもできませんでした。ですから、その分何らかの形で高校生の方々、若い方々に参加意識を感じてもらえるようなことが広聴広報担当の副議長と相談して、できないかなということを思ってきたんですけど、これなかなか何もできずに終わってしまいましたので、これからコロナの収束がいつになるかわかりませんが、ぜひできる形でこれからの時代を担う方々に議会に参加意識や関心を持っていただけるように取り組んで続いていっていただきたいと思っておりますのと、それとこれも先ほど申し上げましたけれども、議会基本条例にもあるんですけれども、他の自治体の議会と連携をしっかりと図って取り組んでいくということはあるんですが、これをこの一年で一度あらためて始めてみました。なかなかこれもコロナ禍で十分なことができませんでしたけれども、取っ掛かりはあらためて意見交換させていただいたり、意見書を持って陳情に行く行動を共に三重県全体でということ連携して取り組んでみたりしたんですけど、これをぜひこれから次の議長になられる方にはぜひ引き継ぎさせていただきたいと思っておりますけれども、発展をさせていただいて、やっぱり三重県は県議会だけで成り立っているわけではなく、市町さんがあって、そこに議会もあって、先ほど二元代表制ということがありましたけれども、それぞれの自治体、二元代表制の一翼を担うものとして、連携、協力して、共通の政策課題に向き合っていくという環境をより作って育てていくことができたらと思っておりますので、こんなところも十分にこの一年できなかったもので、ぜひ後々の発展に期待をさせていただきたいと思っております。

○県議会議員のSNSでの発信について

(質問) 小林貴虎議員の関係で、短く2点を確認させてください。議員からの

謝罪のタイミングが今になった理由とかっていうのは何かお聞きでしょうか。

(議長) お聞きしている範囲では、なかなか電話をさせていただいて、見慣れない電話番号ですと出られなかったのかもわかりませんが、小林貴虎議員なり、小林貴虎議員の所属しておる会派さんなりがおそらくアプローチはされておられたと思うんですけれども、どうも電話がなかなか繋がらなかったこともあって、少し遅くなったと。それはよかったかどうかわかりませんが、お聞きするところによると、もう積極的に訪問されて、昨日に至ったというふうに聞いておりますが。

(質問) 今後、議会で行う決議について、こういった決議という表現をするのが正しい表現になるのかというのは。

(議長) 内容については、政策担当者さんのほうで作っていただくわけがございますけれども、先ほど申しましたけれども、議員自らの人権意識のさらなる高揚ということで、その辺を象徴的に宣言するような決議にしていきたいと思っております。もちろん今までの経緯も今回あった経緯も踏まえながらの表現になっていくと思っておりますけれども。

(質問) 人権侵害や差別的言動を許さないみたいな、そういった内容ということでいいんでしょうか。

(議長) そうですね。ただ、その言葉、文言の使い方については、私ちょっとここで断言はできませんので、しかしながらそういう部分については意識していただいて織り込んでいただくことになってくると思います。

(質問) 対象者は性的マイノリティの方には限らずということでもいいんですかね。

(議長) そうですね。

(質問) ありがとうございます。

(質問) よろしいでしょうか。それでは終わります。ありがとうございました。

(議長) どうもありがとうございました。一年お世話になりました。

(以 上) 1 1 時 4 5 分 終 了